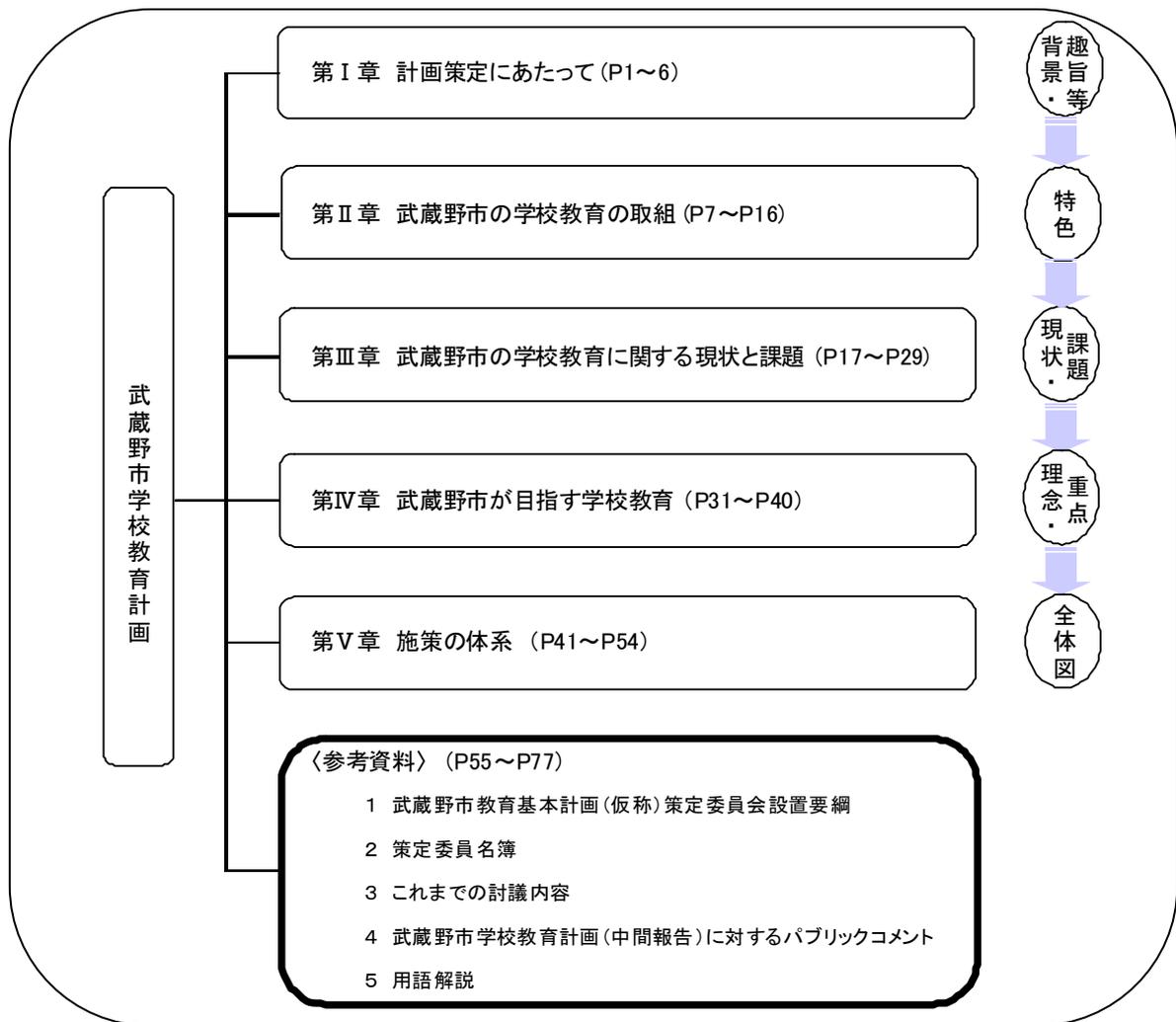


参 考 資 料

- 1 武蔵野市教育基本計画（仮称）策定委員会設置要綱
- 2 策定委員名簿
- 3 これまでの討議内容
- 4 武蔵野市学校教育計画（中間報告）に対するパブリックコメント
- 5 用語解説

● 本計画の章立て ●



1 武蔵野市教育基本計画（仮称）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 今日教育を取り巻く社会情勢の変化、教育基本法（平成18年法律第120号）その他教育に関連する法令の改正、教育基本法第17条第1項の規定による教育振興基本計画の策定、学習指導要領の改訂等を踏まえ、武蔵野市教育基本計画（仮称）の策定等を行うため、武蔵野市教育基本計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行い、その結果を武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 武蔵野市教育基本計画（仮称）の策定のための調査及び検討
- (2) 武蔵野市の学校教育に関する具体的な施策の推進のための調査及び検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱し、又は任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成22年3月31日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報酬等）

第7条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、教育長が別に定める。

（事務局）

第8条 委員会の庶務は、教育部教育企画課及び指導課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者
武蔵野市立小学校の校長を代表する者
武蔵野市立中学校の校長を代表する者
武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者
武蔵野市立青少年問題協議会地区代表者会議を代表する者
武蔵野市開かれた学校づくり協議会を代表する者
公募市民
教育部長

2 策定委員名簿

(敬称略)

構成	氏名	所属等
学識経験者	小山田 穰	東京学芸大学教職大学院特任教授 前境南小学校長
学識経験者	松澤 茂久	本市教育支援センター長 前第二中学校長
◎ 学識経験者	葉養 正明	国立教育政策研究所 教育政策・評価 研究部長
○ 学識経験者	小島 宏	財団法人教育調査研究所 研究部長
市立小学校長	田中 隆夫	大野田小学校長
市立中学校長	原 雅夫	第六中学校長
P T A連絡協議会	井原 高地	P T A連絡協議会会長
武蔵野市青少年問題 協議会	本郷 伸一	武蔵野市青少年問題協議会・井之頭 地区委員会委員長
開かれた学校づくり 協議会	安藤 栄美	開かれた学校づくり協議会（本宿小学 校）委員
公募委員	磯川 和夫	公募
行政	萱場 和裕	教育部長

※ 委員の任期は平成 21 年 1 月～平成 22 年 3 月

※ ◎は委員長、○は副委員長

3 これまでの討議内容

第1回委員会（平成21年1月27日）

（はじめに） 委嘱状交付、委員自己紹介、委員長、副委員長互選、傍聴及び会議録の取扱いについて

- (1) 委員会の目的・日程等説明
- (2) 施策展開の3つの視点について

第2回委員会（平成21年2月13日）

- (1) 武蔵野市における学校教育の現状と課題について
- (2) 学習指導要領改訂のポイントについて
- (3) 武蔵野市における施策展開の視点について

第3回委員会（平成21年3月13日）

- (1) 武蔵野市教育委員会における今後の施策展開の視点と方向性について

第4回委員会（平成21年4月21日）

- (1) 第一回から第三回までの討議のまとめについて
- (2) 教育基本計画（仮称）の体系（案）について
- (3) 確かな学力の向上について

第5回委員会（平成21年5月21日）

- (1) 豊かな心の育成について
- (2) 健やかな体の育成について

第6回委員会（平成21年6月30日）

- (1) 現代社会の諸課題に対応する教育の推進について
- (2) 武蔵野市が目指す教育の方向性について

第7回委員会（平成21年7月29日）

- (1) 中間まとめについて
 - ①中間報告骨子（案）の検討
 - ②武蔵野市が目指す子どもの育成について

第8回委員会（平成21年8月25日）

- (1) 中間まとめについて

第9回委員会（平成21年10月2日）

- (1) 中間報告書について

第10回委員会（平成21年11月20日）

- (1) パブリックコメントの結果について
- (2) 最終報告にむけて
 - ① 重点的な取組における年次計画について
 - ② 最終報告について

第11回委員会（平成21年12月16日）

- (1) 最終報告について

第12回委員会（平成22年1月18日）

- (1) 最終報告書について

4 武蔵野市学校教育計画（中間報告）に対するパブリックコメント

4-1 パブリックコメントの概要

【パブリックコメント募集について】

計画を策定する過程で、できるだけ多くの市民の皆様からご意見をいただくことにより、策定委員会で様々な角度から計画の内容を検討するために、中間報告に対するパブリックコメントを募集しました。

【募集の方法について】

- 1 募集期間 平成 21 年 10 月 15 日(木)～10 月 30 日(金)
- 2 周知方法 中間報告を冊子にまとめ、各市政センター、コミュニティセンター、図書館などで配布するとともに、市ホームページに掲載しました。
また、市報 10 月 15 日号において、中間報告及びパブリックコメントの募集について掲載し、周知しました。

【応募状況について】

- 1 意見者数 7人
- 2 意見件数 21 件

【意見の反映について】

いただいたご意見については、本委員会における計画策定に関与する内容を意味的なまとまりによって細分化し、市教育委員会の考え方とともに策定委員会に提示しました。

各ご意見に対する取扱いは以下のとおりです。

パブリックコメントの取り扱いについて

NO	意見要旨	取扱い方針
1	<p>【言語活動について】</p> <p>P13「言語活動の充実」で外国語（特に英語教育）に触れていないのは何故でしょうか。日本語をしっかり身に付けることが何より大切だと思いますが、国際的に通用する人間育成に関して、ぜひ検討して下さい。</p>	<p>言語活動については国語科を中心に外国語（英語）及び各教科の教育活動全体において充実を図っていきます。国際教育については本文中での記載はありませんが、国際的に活躍できる人材育成を視野に入れ、異文化理解とともに、コミュニケーション能力を高める教育を今後も推進していきます。</p>
2	<p>【日本語力の強化について】</p> <p>現在、市内中学校で、土曜のチャレンジスタディに携わっておりますが、数学の応用問題の意味を理解出来ない生徒が見られます。国語力が足りないのでしょうか。日本人ですから、日本語力を強化できるような事業・取組を望みます。</p>	<p>新学習指導要領でも言語の力をはぐくむことが改善事項の一つとなっています。本計画においても「言語活動の充実」を施策として記載し、すべての教科において、言語の力の充実が図られるよう、努めていきます。</p>
3	<p>【理科教育について】</p> <p>土曜学校サイエンスクラブやサイエンスフェスタへの協力を通じて、小学校の理科室に触れる機会がありましたが、ビーカーなどの質が不十分です。子どもにはキットを使わず、基本的なことを教えることが必要です。そのための良質な器材の充実をお願いします。</p> <p>また、理科室の管理や実験の準備のために必要な時間を、担当教員または指導者に充分確保してあげること（または実験補助者の配置）が必要です。</p>	<p>理科教育の充実のため、計画的に設備・器具等の整備をしていくとともに、全小学校に理科専科教員や理科支援員を配置し、観察・実験の充実を図っていきます。本計画の中でも「理科教育の充実」を施策にあげ、市内大学・企業と連携した質の高い理科授業を行っていきます。</p>
4	<p>【特別支援教育について】</p> <p>○「専門家に任せる」という姿勢でなく、教育にかかわる方すべてが理解し、対応の仕方、教育方法などに関しても理解を深める方針をとってください。</p> <p>○特別支援学校の児童生徒の副籍制度が始まっていますが、対応は充分とはいえません。子どもたちは先ず地域の学校に籍をおき、必要に応じて（たとえ毎日でも）特別支援学校などを利用するという制度にできないでしょうか。</p> <p>また、特別支援学級の場合も、少なくとも小学校では、先ず1年〇組に在籍し、授業の内容によって特別支援学級に行く、というようにならないでしょうか。これは障害児にとっても保護者にとっても基本的な権利ではないかという気がします。</p>	<p>○特別支援教育の推進については、「特別支援教育推進計画」（平成21年4月策定）に基づき取り組んでいるところです。</p> <p>○特別支援教育への理解については、特別支援教育コーディネーター研修をはじめ各種研修会を開催すると共に、専門家スタッフや派遣相談員の指導・助言を受け児童・生徒理解や指導方法の充実を図っています。</p> <p>○また、学籍については、学級編成制度により教員定数などが規定されており特別支援学校や特別支援学級におくこととしています。副籍制度などの交流については、共に地域に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合うことの大切さを学ぶ重要な場として、本人の希望や障害の状況、交流先の学校・学級の状況を考慮しつつ取り組んでいきます。</p>

5	<p>【セカンドスクールの充実について】</p> <p>我が子がセカンドスクールを経験し、その後の学校生活（現在の高校生活も含め）が生き生きとしたものになりました。そして、今後の人生に大きなプラスになっていくと思います。それは、他人への思いやりややさしさ、親への感謝、自然や様々な事象に対しての興味の深まりなどです。これからの社会を築いていく子どもたちのため、セカンドスクールをぜひ充実させていただきたいと思います。</p>	<p>セカンドスクールは、自然体験、長期宿泊体験、人との交流を通じて、豊かな情操や感性をはぐくむとともに、自主性や協調性、生活自立等を養うことをねらいとしています。各小中学校において、そのねらいに適した体験、その内容の充実を図っていきます。</p>
6	<p>【全校に公平な事業の推進について】</p> <p>P12 施策体系図の主要事業・取組で、「情報教育推進校の指定」「食育推進モデル校の指定」とありますが、なるべく全校に公平に、同時に推進する工夫は出来ないかと思ひます。或いは、学年で優先順位を決めるとか。中学生は3年間しかありませんので、この恩恵を受けることなく卒業してしまうことが懸念されます。</p>	<p>「研究推進校」や「モデル校」については、本市の様々な教育課題に対し、学校の希望等を考慮し、年度ごとに偏りのないように指定しています。研究成果については、研究発表会において全校で共有化し、各学校の取組に生かしています。</p>
7	<p>【情報を正しく理解する能力について】</p> <p>テレビ、パソコン、携帯電話が普及する中で、情報を正しく理解・評価する能力を育てる教育も必要です。</p>	<p>様々なメディアの発達により、子どもたちの情報選択・活用能力の育成が求められています。計画の中でも「施策 13 情報教育の推進」としてとりあげ、子どもたちにパソコンや携帯電話等の正しい利用方法や知識を教えるなど、情報を正しく活用する力を育てていきます。</p>
8	<p>【食育の推進について】</p> <p>流行のように「食育」という言葉が飛び交っていますが、基本となる「家庭科」がないがしろにされています。家庭科を解体して他の教科に移すのか、「家庭」に戻すのか検討を望みます。</p>	<p>家庭科は、教科として位置付けられていますので、引き続き行っていきます。食育については、各校、食育リーダーを中心に食育推進チームを設置し、学校全体で取り組んでいます。また、授業の中で食育は家庭科をはじめ、社会科、保健体育等の教科や総合的な学習の時間、給食の時間で取り組んでいます。</p>
9	<p>【先生に社会体験とOJTを】</p> <p>一般の会社では大学で勉強した事は直接会社での業務に役立つとは認めず、手伝いをさせながら勉強させます。そして先輩がまとまった講義をしてくれます。こうして実務と系統立った勉強の繰り返しかえしが非常に役に立ちます。</p> <p>若い先生方には教育の場でのOJTと一般社会を学ぶ機会、例えば海外留学や国内留学（会社等への出向）が考えられます。先生方の視野が広がるのは生徒達の目標指導に大変役立ちますし、また一般社会の人達が働く様子から多くのヒントが得られるかと思ひます。</p>	<p>経験の少ない若手教員が増えている現状から、初任から4年次までを中心に教員としての資質・能力を高める研修を充実させています。また、各校では、組織的・計画的なOJTに取り組んでいます。初年次には、ボランティア活動への参加、10年次には企業での研修も実施しています。</p>

1 0	<p>【教育センターの設置について】</p> <p>重点1の学びの基盤づくりの事業として「教育センター構想」がありますが、学校教育において、近年様々な課題が挙げられているので、これらを研究し、よりよい教育を行ってほしいと思います。他市では、すでに教育センターが設置され、教員の研修や教育に対する研究が行われていると聞いています。また、子どもたちが学校ではできない勉強を行うための生涯学習センター等も設置されていると聞いています。他市に遅れないよう、教育センターを設置してください。</p>	<p>教員への相談や研修の充実を図るとともに、新たな課題に向けた指導方法の研究など学校支援体制の拠点となる教育センターの設置について検討していきます。</p>
1 1	<p>【教員用パソコンの整備について】</p> <p>教員用のパソコンは、1人1台配置されているかと思っていましたが、そうではない現状に驚きました。早急に整備されることを望みます。</p>	<p>今年度より、教員一人1台の教員用パソコンを順次整備することで、教員はインターネットを活用した教材作成のほか、校務の効率化を図り、子どもと向き合う時間を確保していきます。</p>
1 2	<p>【地域資源の活用について】</p> <p>美術館で子ども対象のワークショップが常時開かれていたり、陸上競技場の開放や、市民文化会館や吉祥寺シアターの子ども向けのイベントがもっと増えて、それを子どもたちが自由に利用し豊かに育っていくように、学校側からの要望を出していくとよいと思います。</p> <p>博物館も必要ですが、どうなっているのでしょうか。</p>	<p>今回の計画では、学校教育において図書館、美術館等の地域資源を効果的に活用することを重点的な取組にあげています。また、陸上競技場や市民文化会館等での子ども向けイベントの実施については、現行の取組の成果や課題を検証し、今後もよりよい取組を実施していきます。</p> <p>現在、博物館をつくる構想はありませんが、生涯学習を推進する中で、市に関連する文化財や資料については、様々な機会を通じて市民に公開していきたいと考えています。</p>
1 3	<p>【極く普通のしつけについて】</p> <p>基本方針7「学校と地域が一体となり取り組む教育を推進します」の中に、年代を超えて（上も下も）交流しながら学ぶ取組みがあると良いと思います。学校の先生でも家族でもない、よその大人と接することが良い結果を生むのではないかと思います。</p>	<p>子どものしつけについては、学校において日常的に指導するほか、行事や部活動において学校外の方々もかかわり取り組んでいます。また、武蔵野ジャンボリー等においては、異世代のかかわりにより、健全育成にかかわっています。今後、児童・生徒の学習・生活習慣の確立や基本的なしつけは、学校と家庭、地域が連携をとり、役割を分担して取り組んでいきます。</p>

1 4	<p>【地域の教育力について】</p> <p>何事も挨拶が第一歩ですが最近ほうっかり声をかけると怪しい人と思われるので難しい環境です。従って学校側で機会を積極的に作って頂ければ有難いと思います。コミセンとの連携も有効でしょう。</p> <p>学校での教育は最も重要で有効なものですが、最近はお母さん方にしっかりしていない方も見られます。お母さん方が健全なサークルを作る様なPTA 活動の強化が有効なのは、と思っています。</p>	<p>本市の小中学校では、あいさつを励行し、他とのコミュニケーションを積極的にとれる子どもを育成することを重点的な取組として掲げています。また、地域にも呼び掛け、地域ぐるみのあいさつ運動をしている学校もあります。今後も学校と地域が一体となり、子どもたちを育てていく取組を進めていきます。</p>
1 5	<p>【第四期長期計画・調整計画との関係について】</p> <p>第四期長期計画・調整計画の3章－Ⅱ－4－(2)「次世代の市民育成のための教育の推進」の頁には、「シチズンシップ教育」「男女共同参画社会の実現に向けた教育」「国際理解教育」を推進する、そして、「地域の歴史に学び、平和の尊さへの意識を高めさせるとともに、紛争の絶えない世界の現状について理解させる」という記載があります。いずれも重要な視点だと考えますので、ぜひ最終報告書に盛り込んでいただければと思います。</p> <p>①「シチズンシップ教育」について</p> <p>②「男女共同参画社会の実現に向けた教育」について</p> <p>③「国際理解教育」について</p> <p>④「地域の歴史に学び、平和の尊さへの意識を高めさせるとともに、紛争の絶えない世界の現状について理解させる」という記載について</p>	<p>①現在、学校においては、社会科や総合的な学習の時間で子どもたちが身近な地域や社会の課題を見つけ、解決していく方法を考え、発表する等の取組を行うほか、児童会・生徒会の活動の中でよりよい学校、よりよいまちづくりについて取り組んでいます。市民として自主的に地域とかかわる力を育てていくことは大切であり、今後も引き続き取り組んでいきます。</p> <p>②男女共同参画社会の実現に向けた教育については、各校で子どもの発達段階に応じて、男女がそれぞれのもつ性の違いを尊重し合い、理解し、協力し合い、お互いのよさを生かしながら生きていくこと等を、道徳教育を中心に推進しています。</p> <p>③国際理解教育については、中学校の外国語（英語）や新設される小学校外国語活動において、子どもたちの異文化理解やコミュニケーション能力の向上等、をねらいとして行っています。</p> <p>④平和については、小学校第3、4、6学年の社会科、中学校第3学年の公民で学習しています。また、小学校社会科副読本「私たちの武蔵野市」の中で、地域の歴史を学んでいます。地域の方に戦争体験を語っていただいている学校もあります。</p>

1 6	<p>【第二次男女共同参画計画との関係について】</p> <p>第二次男女共同参画計画の基本目標Ⅲの基本施策に「男女平等観に立った教育・学習の推進」とあり、その中の、「男女平等教育の推進」「女性教職員の管理職への積極的登用」「子どもの発達段階に即した性教育の充実」「人権尊重教育の推進」「PTA 活動への男性の参加促進」等の項目について、中間報告に記載がありません。最終報告書には男女共同参画の視点を盛り込んでいただければと思います。</p>	<p>「男女平等観に立った教育・学習の推進」については、人権教育資料等を作成し、各学校に配布し、人権尊重教育への理解啓発を図るほか、女性教員の管理職への積極的受験の奨励など、男女共同観にたった教育を推進しています。今回は特別に記載しませんが、今後も引き続き取り組んでいきます。</p>
1 7	<p>【競争を教育の中に取り込むことについて】</p> <p>昔は成績の席次が有り、優等生が、運動会では選手が活躍しました。現在の教育では、これらは差別として避けている様ですが、社会に出ると直ちに競争の世界です。それに順応出来る子どもを育て上げることが必要です。社会等に順応出来ず多数の「ひきこもり」がいるのは、教育に問題があると思うべきです。負ける事も体験です。その一方で勝った者の社会責任も教えるべきです。</p>	<p>児童・生徒同士、切磋琢磨して、互いに高め合う等、競い合う中で意欲を高めることは非常に重要です。本市においては、自分のよさや適性を見つけ、伸ばしていくことを重視するとともに、それぞれの子どもの自尊心や自己有用感を育てていく教育を推進します。</p>
1 8	<p>【子どもたちに目標を】</p> <p>子ども達は目標を持たないと、勉強する意味も判らなく、しまりの無い生活に流れてしまいがちですが、将来の目標を持つと日常が変わります。自分の意志で努力行動する子どもは僅かな指導で伸びていきます。</p> <p>小中学校での目標は先で変って当然ですが、その時点で持つか否かが大きな差に成ります。</p> <p>学校の先生は授業は勿論大切ですが、家庭と協力して将来の目標を立てさせる様努力すべきだと思います。そのためには先生方が充分社会と接触し、一般社会人の仕事を幅広く知っておく必要が有ります。</p>	<p>子どもたちの健全な勤労観や職業観をはぐくむとともに、将来の夢をもち、主体的に自分の進路を決定する力を育成することは重要です。本計画の「施策 15 キャリア教育の推進」として取り組んでいきます。</p>
1 9	<p>【子どもの貧困について】</p> <p>「子どもの貧困」(阿部彩 著)に、家計の所得が、子どもの学校での成績に、そしてその後の人生にまでも影響する、ということが書かれていました。</p> <p>武蔵野市には裕福な家庭が多いということがあるのかもしれませんが、しかし、すべての家庭が裕福ではないと思います。塾に行けず、習い事もできない家庭にいる子どもたちがいるということをぜひ計画の中でも取り上げていただき、そういった子どもたちに対して、より手厚い指導、より豊かな経験をさせてあげられるような計画を作っていただきたいと思います。</p>	<p>各家庭の経済格差が子どもの学力格差にも表れてきているという指摘があります(子どもの貧困)。この問題については現在、国レベルでも大きく取り上げられていますので国の動向を見ながら本市でも注視していきます。</p> <p>子どもたちの学力の向上については、授業改善に取り組むとともに、補充的な学習や発展的な学習などを充実していきます。また、豊かな体験活動については、セカンド等、体験学習の実施や土曜学校などを実施しています。</p>

20	<p>【先生の果たす役割について】</p> <p>学校は、国語や社会、理科といった、学問の基礎を学ぶ場ですが、それと同じくらい、先生には、大人の代表として、子どもたちの悩みを聞き、そして道を示してあげる、そんな役割があると思います。</p> <p>子どもたちと接している先生方が、子どもたちがどんな悩みを抱えていて、どんな壁にぶつかっているのか、ということが一番よくわかっているはずです。その先生たちの声をこの計画にも載せていただき、子どもたちにどんなことを伝えていくことが大切なのか、子どもたちが成長していく中で、先生がどんな役割を果たしていくのかについても、触れていただきたいと思います。</p>	<p>教員は、次代を担う児童・生徒が学校教育をとおして確かな学力を身に付け、個性や創造力を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむよう指導をしています。今回特に役割としては触れていませんが、常に児童生徒の理解に努め、教科等の授業だけではなく、人生の先輩として子ども達の悩みを聞いたり、相談にのったりしています。また、子どもの教育の担い手である教員は、常に研究・修養をとおして資質・能力の向上を図っています。「施策 18 教員の指導力の向上」において、教員の人間性などの資質能力を高めていきます。</p>
21	<p>【子どもたちがどのように育っているか分かる計画に】</p> <p>中間報告で、武蔵野市の子どもたちがどのように育っていくかは、イメージすることができませんでした。</p> <p>今、子どもたちは情報過多と言われる時代の中で、いろんな悩みを抱えたり、壁にぶつかっていると思います。</p> <p>学校は、子どもたちが家族以外の大人（先生）と関わる大切な時間だと思っています。</p> <p>両親が朝から晩まで働いている家庭も多く、子どもの話をゆっくり聞く時間が取れないこともあると思います。ますます学校で、先生が子どもたちと接する時間は大切になってくると思います。</p> <p>子どもたちがどのように育っていくのか、それがわかる計画にしていきたいと思います。</p>	<p>本計画は、子どもたち一人ひとりが学校教育をとおして、確かな学力を身に付け、個性や創造力を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむよう、基本理念を「知性・感性を磨き 未来を切り拓く 武蔵野の教育」と決めました。</p> <p>この理念に基づき、様々な施策を実施していきます。本市のもつ恵まれた教育環境の中で知性・感性を磨き、将来、様々な分野で活躍できる人材を育成していきます。</p>

5 用語解説

(*1)「生きる力」

文部科学省は、次のように定義しています。

- ・基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
 - ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
 - ・たくましく生きるための健康や体力など
- つまり、「生きる力」とは、「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた力のことを言います。

(*2)「教育課程」

教育課程とは、各学校が編成する学校の教育計画のことです。諸法令や学習指導要領に準拠しながら、学校の教育目標を達成するために、児童・生徒の心身の発達に応じて、授業時数との関連において教育内容を総合的に組織したもので、学校が教育活動を進めていく際のよりどころとなるものです。

(*3)図書室サポーター

本市が小・中学校に配置している非常勤職員で図書室の環境整備や児童生徒の図書室利用の支援、授業における図書室活用時の補助を行っています。

(*4)学校ビオトープ

動植物が生態系を形成できるよう、自然な環境を整えた空間を学校の敷地内に整備しています。樹木や草花、池などを配置することで、限られた空間ではありますが、その地域の野生生物によって豊かな自然環境をつくりだしています。全小学校で設置されています。

(*5)青少年コーラス・ジョイントコンサート

本市の小・中学校の合唱クラブ(課外クラブ)などに所属する児童・生徒が一堂に会して、日頃の合唱活動の成果を発表する場です。

(*6)ジュニアバンド・ジョイントコンサート

本市の小学校の吹奏楽クラブ(課外クラブ)に所属する児童が一堂に会して、日頃の吹奏楽活動の成果を発表する場です。

(*7) 学習指導員

本市が配置している、教員免許を有する非常勤講師で、一斉授業においてチームティーチングを行う際や、学級の枠を超えて学習集団を弾力的に編成して習熟度別指導を行う際に配置しています。個に応じたきめ細かな指導の充実を図っています。

(*8) ティームティーチング

1つの学習集団を複数の教員が役割を分担し、協力しあいながら指導する方法です。複数の教師がかかわることにより、多様な児童・生徒に対してきめ細かな指導を充実しています。

(*9) 学習支援教室

本市で配置している学習指導員や学習支援員（学習支援教室における指導助手）が正規の教員との打合せを行い、学習のつまづき等のある子どもへの支援のため、放課後や土曜日、長期休業中に本市小・中学校で実施している補足的な学習教室です。

(*10) 小学校理科専科教員

本市では、理科または小学校全科の教員免許状を持つ、理科教育に関する専門性や指導力の高い人材を理科専科教員として各小学校へ配置しています。小学校高学年の理科授業において担任とチームティーチングを行い、児童の理科への興味・関心を高めるとともに、教員の指導力向上を図ることを狙いとしています。

(*11) 専門家スタッフ

本市では、発達障害を専門とする大学教授等が、小・中学校を年間6～8回程度訪問します。専門家スタッフは、児童・生徒の授業観察を行い、学校に対し対象児童・生徒の行動の意味や指導上の工夫などについて指導・助言を行います。

(*12) 教育支援センター相談員（教育支援センター派遣相談員）

本市では、「教育支援センター相談員」は、教育支援センターにおいて、幼児から青少年までの子育てや発達に関すること、学校生活に関することなど、児童・生徒や保護者から寄せられる様々な相談に応じています。また、「教育支援センター派遣相談員」は、不登校・いじめや発達障害等に関し、各学校を定期的に訪問して授業観察等を行いながら、担任等に助言するとともに、児童・生徒や保護者からの相談に応えています。

(*13) ティーチングアシスタント (TA)

本市では、学習面や集団行動面で困難さを抱える児童・生徒に対して個別支援を行うために、教職員を志望する学生等をティーチングアシスタント (TA) として配置しています。

(*14) サポートスタッフ (SS)

本市では、発達障害について専門的に学んでいる大学院生等をサポートスタッフ (SS) として必要な学校へ配置しています。

主として人とのかかわり方に難しさのある児童・生徒が、学校生活へ適応できるよう、教育支援センター派遣相談員等との連携をとりながら、授業中の個別支援に加え、休み時間や給食・清掃の時間などに支援を行っています。

(*15) ホワイトイーグル (市内安全パトロール隊)

本市安全対策課から業務を受託している警備会社の警備員によるパトロール隊です。市独自のデザインを施した車で市内をくまなくパトロールし、様々な犯罪の抑制に効果を上げています。

(*16) むさしのジャンボリー

本市に在住する小学校第4～6学年を対象に、長野県川上村にある「武蔵野市立自然の村」で実施する本市児童青少年課と青少年問題協議会地区委員会が共催で行う2泊3日の野外体験事業。青少年問題協議会地区委員会が主体となり、地域の方たちがボランティアとして参加して、子どもたちをリードしながら作り上げるイベントです。子どもたちは豊かな自然に囲まれながら共同生活や野外活動などを体験し、多くのものを学んでいます。

(*17) ふれあいサロン

市内在住の 60 歳以上の方を対象に、市立境南小学校の教室を使用して体操講座やガーデニング講座などを行う事業です。昼食時には学校のランチルームで子どもたちと一緒に給食を食べるなど、子どもたちとの交流を大切にしています。

(*18) 学校公開

本市の小・中学校は、児童・生徒の保護者・家族や地域住民などが通常の授業や行事、設備などを自由に見学できるよう、学校公開日を設けています。

土曜日に公開日を設定するなど、保護者が参加しやすいよう工夫しています。

(*19) 武蔵野市開かれた学校づくり協議会

本市が行っている制度で各小・中学校に設置されており、学校運営への地域住民の参加として、校長の求めに応じ、学校運営に意見を述べるしくみです。また、学校が作成した自己評価に対して関係者として評価をする役割も併せてもっています。

(*20) 全国学力・学習状況調査

国が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点等を目的に実施しています。平成 19 年度より、全国の小学校第 6 学年、中学校第 3 学年を対象に国語、算数、数学について「知識」と「活用」に関する問題が出題されています。

(*21) 武蔵野市小・中学校体力調査

本市では、昭和 53 年度から 3 年ごとに体力調査を実施してきました。この調査は、本市の小・中学生の体力と運動能力の実態や傾向を把握し、体育の授業はもとより生活全般の中で調査結果を生かし、心身共に健全な児童・生徒の育成に役立てようとするものです。

(*22) 不適応状況

この「公立小学校第 1 学年の児童の実態調査」(22 ページ)における「**小学校第 1 学年の児童の不適応状況**」の定義は、「第 1 学年の学級において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、教師の話を聞かない、指示通りに行動しない、勝手に授業中に教室の中を立ち歩いたり教室から出て行ったりするなど、授業規律が成立しない状態へと拡大し、こうした状態が数ヶ月にわたって継続する状態」をいいます。

(*23) 自己有用感

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること。

(*24) いじめ対策連絡会議

いじめ問題に関する対応策や改善策に関する協議等のために、必要に応じて設置するもので、家庭・地域・それから関係機関が連携していじめの早期発見・早期対応にかかわっていく、そのための協力体制の在り方について検討する場です。

(*25) サポートチーム

学校が解決するには難しいケースについて、校長から要請があった場合等にチーム編成を行い、いじめの解消に向けた具体的な対応策の検討及び実効的支援を行う組織です。学校関係者をはじめ、教育支援センター、民生児童委員、青少年問題協議会地区委員会、杉並児童相談所、武蔵野警察等から、状況により必要なメンバーでチームを編成し、いじめの被害(加害)児童・生徒及びその保護者への指導・助言・支援などを行っていきます。

(*26) OJT（実践に即した研修）

OJT(On-the-Job Training の略)とは職業指導手法のひとつで、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識や態度などを指導するものです。

ここでは、学校での実務を通じて行う教員の（実践に即した）研修を表しています。

(*27) 主幹制度（主幹教諭）

主幹教諭(学校教育法改正に基づき、平成 20 年4月からこれまでの「主幹」を改める)は、「監督」「人材育成」「調整」「校長、副校長の補佐」という4つの職責が付与され、担当分掌の教諭の意見の取りまとめ、学校運営に対する意見具申、校長の経営方針等の周知徹底、担当する校務の適正な進行管理などとおして、その職責を果たしていく役割を担います。円滑な学校運営推進のためには、組織の中核となり、副校長を支え、学校経営に参画していく主幹教諭の働きが不可欠となっています。

(*28) 主任教諭

平成 21 年度より始まった都の制度による主任教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職であり、公務分掌などにおける学校運営上の重要な役割の担当、指導・監督層である主幹教諭の補佐、同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割を担います。

(*29) 学校支援地域本部

平成 20 年度より開始された国の事業です。地域住民等によって組織されるもので、学校と地域の連携体制の構築を図り、地域全体で学校を支援する体制づくりを推進する制度です。学習支援や部活動指導、校内の環境整備、学校行事の支援など、学校管理下にある活動を支援します。

このほか、地域による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにもとづいて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持ち、教育委員会の下部組織として学校運営に参画する「学校運営協議会制度（＝コミュニティスクール）」などがあります。

(*30) 学校選択制

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者に意見を聴取することができます（学校教育法施行規則第32条第1項）。この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する制度です。

(*31) 授業改善推進プラン

各校において、自校の指導上の課題及び課題解決の方策を整理し、学力向上に向けた全校的な取組を一層推進するために、指導の重点や授業改善のための具体的方策などを「授業改善推進プラン」としてまとめ、活用しています。本市では、市独自の学力向上を図るための調

査や定期考査、日常の授業観察から学習状況を分析し、夏季休業中に課題分析と授業改善策の提示を行い、2学期初めに保護者等に公表・説明を行っています。

(*32) 教育アドバイザー

本市では、経験の少ない教員の授業を直接観察し、指導・助言を行うことを目的として、学校教育に関して高い専門性をもつ元校長を配置しています。指導法の改善等について支援するほか、個々の教員が抱える悩み等の教育相談も行っています。

(*33) 少人数教育

きめ細かな指導の充実を図るため、少人数による教育を実践しています。

学級編制を少人数とする「少人数学級」と、学級編制は変えずに、特定の教科だけ少人数の学習集団で授業を行う「少人数指導」とがあります。

(*34) 授業研究リーダー教員

本市が実施している授業研究リーダー研修会を受講し、修了した教員です。この研修会を受講した教員は、各校における授業研究推進のリーダーとしての役割を担います。

(*35) ICT機器

ICT（Information and Communication Technology の略。）機器とは、コンピュータ、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等を指し、学習目標を効果的に達成するための手段のひとつとなります。

(*36) 授業研究リーダー研修会

本市が実施している研修会です。児童・生徒の確かな学力の向上を図るために、授業研究の進め方や指導技術の向上を含めた授業改善に関する実践的な指導力を身に付けさせ、各校における授業研究推進のリーダーとしての役割を担う教員を育成することを目的としています。共通の研究主題のもとに、小学校(国語部会、算数部会)、中学校部会に分かれ、授業改善アドバイザーの専門的な指導を受けながら年間をとおした実践的な授業研究を進め、市内全教員に対する研究成果の普及・啓発に努めます。2月に実施する報告会は、2～4年の若手教員に向けた授業力向上をねらいとした研修の場ともなります。

(*37) 理科教育推進協議会

本市では、小・中学校の理科教育の充実を目指し、理科授業の充実（理科専科教員の配置、研修会の開催等）、学習環境の整備・活用（理科室、学校ビオトープなど）、企業・大学との連携（授業研究、指導計画の作成等）、理科に関する生涯学習の充実（サイエンスフェスタ、サイエンスクラブの開催等）について教育委員会、学校、大学、企業等で協議しています。

(*38)サイエンスフェスタ

本市の事業で、身近な実験や観察等をとおして、子どもたちが科学の不思議さ、面白さを体験し、理科への関心や学ぶ意欲を高めることを目的として、平成19年度から年1回開催しているイベントです。

小・中学校教諭、大学、企業、科学館ボランティア、土曜学校サイエンスクラブ参加の子どもたちなど、25以上の実験ブースが出展されます。

(*39)特別支援教育

心身障害教育（知的障害や肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等）の対象とされてきた子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等も含めた障害のある子どもすべての自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズ（伸ばしていきたいこと等）を明らかにし、その子どものもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善したり克服したりするために適切な指導や必要な支援を行っていく教育のことです。

学習障害(LD)…全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示します。

注意欠陥多動性障害(ADHD)…年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

高機能自閉症…3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

(*40)特別支援教育推進計画

本市では、「願いをつなぎ・支援をつなぎ・夢につなぐ武蔵野市の特別支援教育」を基本理念として、平成21年度からの5カ年間にわたる武蔵野市の特別支援教育を推進するため、平成21年4月に策定しました。

(*41)特別支援教室モデル事業

本市では、学習障害等の発達障害のある児童を主な対象に、学習指導員が個に応じた課題を個別的に指導します。平成20・21年度は小学校3校(大野田小、千川小、井之頭小)をモデル校として指定し、実施しています。

(*42) 副籍

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

(*43) 都スクールカウンセラー

不登校やいじめの問題を解決し、問題行動等の未然防止や解消のために、区市町村立中学校及び一部の小学校に配置される臨床心理士で、週 1 回、学校に派遣されています。

(*44) EMS（環境マネジメントシステム）

環境マネジメントシステムは、計画（PLAN）→実施（DO）→点検（CHECK）→見直し（ACTION）という過程で構成するサイクルを継続することによって、環境の保全に自主的に取り組んでいくための、業務の管理システムです。

(*45) キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を育てる教育です。学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、学ぶ意欲を向上させるとともに、将来の社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力・態度を育てる等を目指します。

(*46) 食育全体計画

学校における食育は、給食の時間、特別活動、各教科等の様々な教育の内容と密接にかかわっており、その推進のためには様々な取組が求められます。このため、学校の教育活動全体の中で、計画的に体系的に食に関する指導を行っていく必要があります。

学校給食法の一部改正を受け、平成 21 年度より食に関する指導の全体計画を全校で策定しています。

(*47) 食育リーダー

食に関する指導を推進するため、各学校では食育リーダーを設置するとともに食育推進チームを組織しています。食育リーダーには、主幹教諭、主任教諭、教諭、主任養護教諭、養護教諭、栄養教諭もしくは学校栄養職員（常勤）の内から校長が適任であると認めた教職員 1 名が選任されています。本市では、平成 20 年度から全校に食育リーダー及び食育推進チームを設置しています。

(*48) 研究指定校制度

本市では、教育委員会の教育目標及び指導の重点の達成を目指し、各学校・園が課題解決のために行う校内研究に対して、教育委員会が教育課題研究開発校及び教育研究奨励校を指定してその研究を支援する制度です。本市の学校教育の充実及び進行に資することを目的としています。

(*49) 学校関係者評価

保護者や地域住民等の学校関係者が、学校の自己評価の結果を点検評価することをいいます。

自己評価の結果を公表・説明することによって、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて、学校運営の改善への協力を促進します。

本市では平成 21 年度から実施し、各学校の開かれた学校づくり協議会がその役割を担っています。

(*50) 異校（園）種間連携

一人ひとりの子どもに対する継続した指導や支援を実現するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等の相互のつながりや連携が大切です。このため、本市では、異校（園）種間の連絡会や研修会を実施し、発達段階に応じたカリキュラムの工夫や生活指導上の諸問題の解決を図っています。

(*51) 中学校ブロック小中合同研修会

本市の小・中学校では、中学校区ごとの小中合同研修会を年間2～3回実施しています。異なる校種の授業観察を相互に行うことで学習指導上の課題を明らかするとともに、全体会や分科会協議をとおして校区ごとの課題解決策を検討する取組を行なっています。

(*52) 異校（園）種間の連絡会

異校（園）種間連携を目的として幼稚園・保育園、小学校、中学校間で実施している連絡会。

(*53) 校内LAN

学校内に整備する情報通信ネットワークのこと。校内LAN(Local Area Network)の整備により学校内の情報の共有化が促進され、普通教室等でデジタル教材等を使用した学習が可能となります。